



— 生きがいとゆとりをめざして —

# 『相談支援体制の充実と意思決定支援』

(財) 日本知的障害者福祉協会  
副会長 菊地 達美



# 意思決定の支援に向けて

基礎的条件

実践

目標

- ・学校教育
- ・社会教育
- ・家庭教育
- ・福祉教育
- など

基礎的  
主体形成

仮説と検証の繰り返し  
(主体形成プロセス)

- ・国家観の理解
- ・思想、宗教観の理解
- ・協働感の理解
- ・個人の尊厳と他者の尊重(意思の尊重)

新たな価値の  
設定と実現



## 障害者及び障害児に対する意思決定の支援（平成25年4月1日施行）

- ① 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者は、障害者の意思決定の支援に配慮すると共に、常にその立場に立って支援を行うよう努めなければならない者とする。
- ② 指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等の設置者等は、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、常にその立場に立って支援を行うよう努めなければならない者とする。
- ③ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者は障害者等の意思決定の支援に配慮すると共に、常にその立場に立って支援を行うよう努めなければならない者とする。
- ④ 市町村は、知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、知的障害者の支援体制の整備に努めなければならないものとする。

○市町村及び事業者、相談支援事業者は意思決定の支援に配慮する



# 意思決定の支援の現状

①成年後見制度	後見人 補佐人 補助人	判断能力不十分者 (代行意思決定)〔三段階〕 支援付き意思決定 (意思決定の支援)〔二段階〕	司法意思決定
任意後見			
②相談支援事業	相談支援 専門員		判断能力不能 (第三者意思決定) 〔四段階〕
③福祉サービス 提供事業	サービス管 理責任者 支援員		
④インホームル支援	地域住民		
⑤自治体	行政措置		
⑥家族等の支援			
⑦自己意思決定〔一段階〕			

成年後見  
制度の見  
直し

社会とのつながりがある体制また福祉  
サービス利用者としての「主体性の確立の  
保障を確保できる支援体制の構築

本人及び関係者、社会環境などの情報の提供と整理を本人の視点で決定支援ができる体制が求められる。



○意思決定能力法は意思決定能力に困難を抱える人々が直面するあらゆる「決定」問題が主体的に解決されることを目的として制定された法律。

## ・「判断能力存在の推定」原則

意思決定の有無を判断するに当たり、意思決定能力がないと判断される範囲をできる限り限定する。(どの様な人間でも意思は存在する。)

## ・「意思決定過程の重視」原則

意思決定能力法においては「意思決定」とは、①自分の置かれた状況を客観的に認識して、意思決定を行う必要性を理解し、②そうした状況に関連する情報を理解、保持、比較、活用して、③何をしたいか、どうすべきかについて、自分の意思を決めることを意味している。結果としての「決定」ではなく、「決定する行為」に着目している。

## ・「ベスト・インタレスト(最善の利益)」原則

① 意思決定能力を喪失していることについて確たる証拠がなければ、能力はあるものとして推定する。

② 自己決定のためにできる限りの支援を行う。

③ 不合理に見える決定をする自由を尊重する。

④ 本人のベストインタレスト(最善の利益)にかなう決定や行為を行う。

⑤ できる限り本人の権利や自由を制限しない方法を選択する。

『法政大学教授 菅 富美枝 論文引用』



# 意思決定の支援概要

## 基礎的要件

個別性の強い支援となる

- ①コミュニケーション  
 ・一般的 言葉、文字、絵、写真、ボディランゲージなど。  
 ・個別的表現の一般化

②自己認知

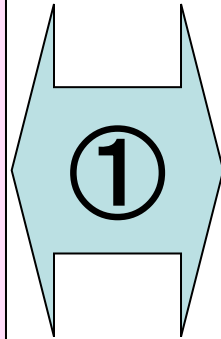
③選択

④時間

⑤環境

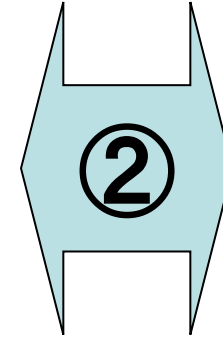
⑥推測、仮説

多様な  
体験



## 支援概要

1. 自分が置かれている状況・状態を理解できる支援
2. 生活、活動に関連する情報の理解、保持、比較、活用できる支援
3. 何をしたいか、どうすべきかについて考え、決することの意義を理解する支援

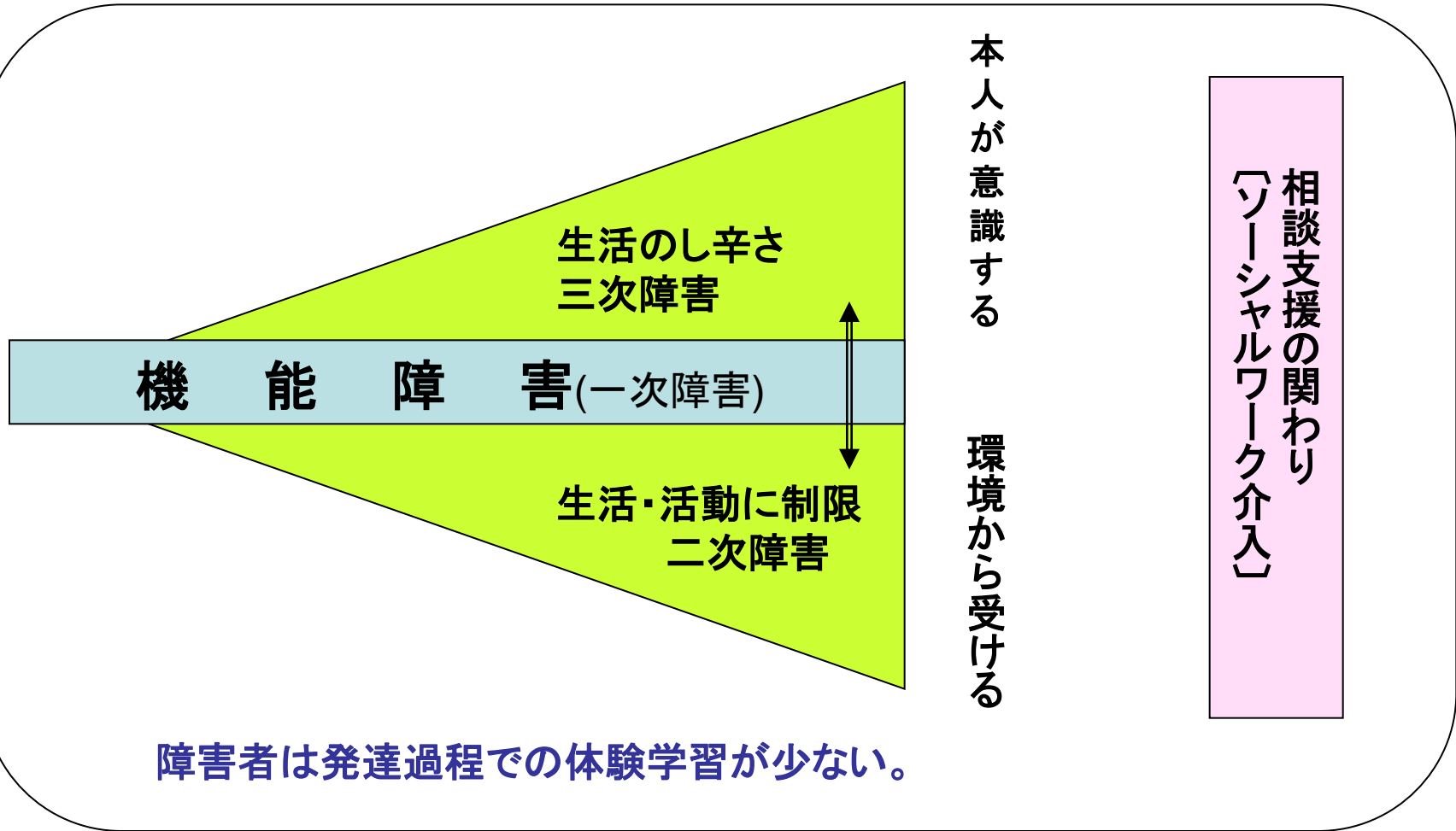


## 社会的位置の確立

- ・日常生活
- ・社会活動
- ・健康・医療
- ・資産・金銭
- ・家族関係
- ・近隣関係
- ・公的役割  
国民として  
市民として  
住民として



# 障害の構造と相談支援



障害者は発達過程での体験学習が少ない。



# 支給決定と計画相談支援における意思確認の課題

- 1.福祉サービス支給決定に
  - ①意思決定の支援の量と質を求めるか？
  - ②社会的障壁に関連する支援を具体化できるか？
  - ③いつ、どこで、誰が 意思決定の支援を行うか
  
- 2.福祉サービス利用計画に
  - ①意思決定支援のアセスメントと計画書の作成
  - ②日常生活における一連の動作項目での意思決定支援の範囲の明確化
  - ③意思能力を決定するには多くの時間が必要
  
- 3.意思決定の支援についてガイドラインやマニュアルが必要
  
- 4.意思決定の支援の本人主体原則の担保システム





# 意思決定の支援システムと特定相談支援の課題

- ①成年後見制度の改正との整理
- ②支援付き意思決定の範囲、経費
- ③代行意思決定の範囲、立場、人数、経費
- ④第三者意思決定の範囲、立場、経費
- ⑤行政措置による意思決定、範囲、所轄
- ⑥司法意思決定(法務省等)

相談支援はそれぞれにかかわるが

②～④のどの位置になるか



## 終わりに

意思決定の支援については他制度との整合性や理論的枠組みが明確ではないことから、現時点での意思決定の支援の基礎的な制度として「成年後見制度」の現状と課題を整理することが必要となる。

相談支援においては障害者の意思決定は積極的福祉サービスの利用という側面と生活主体としての試行錯誤の支援が求められる。